

名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、本市内にある別表(1)から(5)で定める対象事業所や対象施設（以下「補助対象施設」という。）に交付することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することとする。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりである。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

別表(1)アに掲げる施設等を整備する経費を支援する事業。なお、整備とは、別表(6)に掲げる内容をいう。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護支援事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、別表(1)イに掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う経費を支援する事業。なお、大規模修繕とは、別表(7)に掲げる内容をいい、耐震化とは地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事をいう。また、いずれも本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わない。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

別表(2)アの対象施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床の際に必要な初年度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を開設の前日から遡り6月間を上限期間とし支援する事業。

なお、以下の(ア)～(イ)の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

(ア)「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150

別表(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 対象施設	2 補助基準額	3 対象経費
ア 地域密着型サービス等整備助成事業		<p>対象施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費。</p> <p>ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>なお、次に掲げる事業等は補助の対象とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業 ・ 職員宿舍、車庫及び倉庫の建設にかかる費用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模介護老人保健施設 （定員 29 人以下） 	1 施設あたり 56,000 千円	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1 事業所あたり 33,600 千円	
イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（※1）		
（定員 30 人以上の広域型施設） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム 	1 定員あたり 1,128 千円	

※1 詳細は次のとおり。

- ・ 創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定しない。
- ・ 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は、同一法人とする。
- ・ 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度までに着工すること。

別表(7) 大規模修繕

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	県が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。